平成２１年（フ）第８４９号
兵庫県宝塚市小浜２丁目５番25―320号
破産者　橋詰　理恵
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１２４７号
神戸市東灘区魚崎北町６丁目２番３号302号
破産者　髙木　英司
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２０５５号
大阪府枚方市長尾東町２丁目40番９号
破産者　岡崎　孝俊
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５１１６号
大阪市生野区鶴橋５丁目11番16号
破産者　金山八重子こと　徐　八重子
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５４６７号
兵庫県神戸市中央区下山手通４丁目10番23―702号、開始決定時の住所兵庫県神戸市中央区下山手通４丁目10番23―506号
破産者　部谷　孝治
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９３５号
大阪市西区江之子島１丁目９―２―1203号、開始決定時の住所大阪市西区立売堀２丁目１番20―1102号
破産者　田中敬文堂こと　田中耕太郎
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７３０６号
大阪府守口市藤田町２丁目10番20号
破産者　藤本　　洌
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８４４９号
大阪府枚方市南中振２丁目42番４号、住民票上の住所大阪市淀川区野中南２丁目10番54―206号　竹田方
破産者　仲谷　　剛
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６４８号
大阪府枚方市東香里１丁目８番17号、前住所大阪府四條畷市岡山東１丁目１番８―506号
破産者　さくら建設こと中西利彦こと　村上　利彦
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６４９号
大阪府枚方市東香里１丁目８番17号
破産者　さくら建設こと中西幸代こと　村上　幸代
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６９９号
大阪市東成区中道４丁目３番５―8002号、申立時の住所大阪市東成区中道４丁目３番５―8003号
破産者　森　　忠彦
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７１９号
大阪市大正区平尾４丁目10番７号、前住所大阪市港区市岡２丁目１番28―401号
破産者　田中　健治
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７２０号
大阪市城東区蒲生１丁目３番24号
破産者　西川哲こと　金　　柄哲
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８７４１号
大阪府茨木市東奈良２丁目１番１―304号
破産者　西口　富蔵
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３号
大阪府大阪市平野区長吉長原西３丁目６番12号501号室、開始決定時の住所大阪府大阪市平野区長吉長原西３丁目11番49号
破産者　平田　克己
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４１７号
大阪府羽曳野市駒ケ谷342番地の５
破産者　小岩　　進
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１５３０号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番２―105号、住民票上の住所大阪府大阪狭山市西山台５丁目１番９―303号
破産者　養父　和弘
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第３２６号
奈良県北葛城郡広陵町大字三吉440番地３
破産者　ＺＥＡＬこと　山本　　仁
1　決定年月日　平成22年２月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係